

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定基準

制定 平成 8年4月
最終改正 平成26年5月

1. 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定に関する指定基準

第1 (適用範囲)

この指定基準は、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき、土地を建築物の敷地として利用するため、道を築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けるものについて適用する。ただし、開発許可制度の適用を受けないものに限るものとし、奈良市、橿原市及び生駒市の各市域に係るものは除く。

第2 (道路位置指定基準)

法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定は、次の1から3までに掲げる基準に適合するものでなければならない。

1. 道路に関する基準

道路に関する基準は、次のとおりとする。

- 1) 道路の配置計画等は、市町村の都市計画等に支障のないものであること。また、既存の公共施設の機能に支障をきたさないように計画されているとともに、新たに道路となることによつて隣接する既存建築物等が建ぺい率、道路斜線など法の規定に抵触することのないように計画されていること。
- 2) 道路の幅員（有効幅員）は、4m以上であること。
- 3) 両端が他の道路に接続したものであること。
- 4) 前号の規定にかかわらず、次のイからホまでの一つに該当する場合には、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下同じ。）とすることができる。
 - イ. 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道路にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35m以下の場合
 - ロ. 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ. 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに自動車の転回広場が設けられている場合
- 二. 幅員（有効幅員）が6m以上の場合

ホ. イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

5) 自動車の転回広場

自動車の転回広場は、道路の中心線から水平距離が2mを超える区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。）のうち最大なものが2台以上停車することができ、かつ、これらの小型四輪自動車が転回できる形状のものであること。

6) すみ切り

道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（内角が120度以上の場合を除く。）には、角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道路に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

7) 勾配

イ. 縦断勾配は12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。なお、縦断勾配については9%以下が望ましい。

ロ. 適切な値の横断勾配が附されていること。

8) 排水施設

道路には、道路及びこれに接する敷地内の雨水及び汚水（雑排水を含む。以下同じ。）を排出するため、必要な側溝、下水管その他の排水施設が次のイ、ロの基準により設けられていること。

イ. 排水計画

- ① 排水施設は、当該地域の降水量、周辺の状況、予定建築物の用途、放流先の状況等を勘案して、雨水及び汚水（雑排水を含む。以下同じ。）を有効かつ適切に排出できるように、管渠の勾配、断面積及び構造が定められていること。
- ② 排水施設は、当該雨水及び汚水を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路又は河川等に接続されていること。
- ③ 排水方法は、原則として雨水排水と汚水排水を分流とすることとし、雨水以外の下水は、原則として暗渠によって排出できるように計画されていること。

ロ. 排水施設の構造

- ① 「奈良県開発許可制度等に関する審査基準集（技術基準編）第7章第4節 排水施設〔審査基準2〕5. 排水施設の構造」に基づいた構造であること。（ただし、市町村が維持管理することが明確な排水施設で、当該市町村と事前に協議しその了承を得たものについてはこの限りでない。）
- ② 排水施設の構造に関して、市町村と事前に協議しその了承を得たものであること。

9) 舗装等

イ. 砂利敷等ぬかるみとならない構造とし、アスファルト舗装又はコンクリート舗装が望ましい。

ロ. 道路構造物として擁壁を設ける場合には安全上支障のない構造とし、奈良県「宅地造成等規制法に関する技術基準」によること。

10) 境界の明示方法

道路境界線は、側溝、肩石等の連続した堅固なもので明示されていること。

11) 維持管理

築造される道路の維持管理者が定められており、将来にわたって適切に維持管理されるものであること。この場合、道路を築造しようとする者は、あらかじめ、築造される道路が市町村に帰属・管理されることになるかどうかについて、当該市町村と協議を行うこと。

2. 敷地に関する基準

建築物の敷地として利用する土地に関する基準は、次のとおりとする。

- 1) 建築物の敷地として利用する土地は、それを利用するうえで安全上及び衛生上支障のないものであること。なお、擁壁を設ける場合には安全上支障のない構造とし、奈良県「宅地造成等規制法に関する技術基準」によること。
- 2) 雨水及び汚水を排出するため、宅内枡その他の排水施設が設置されていること。
- 3) 一宅地の敷地面積は、100㎡以上であること。

3. 関係権利者の承諾に関する基準

- 1) 指定を受けようとする道路の区域となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者（以下「関係権利者」という。）の承諾を得ていること。
- 2) 指定を受けようとする道路の区域となる土地内又は建築物の敷地として利用する土地内に里道、水路等がある場合は、用途廃止、付け替え、占用等の手続きが完了していること。

第3（申請手続き）

1. 道路の位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、道路を築造する前に、特定行政庁に道路位置指定申請書を提出し、事前に書類審査を受けなければならない。なお、申請書の添付図書及び部数については別途定めることとする。
2. 特定行政庁は、申請者から道路位置指定申請書の提出があった場合は、関係市町村長の意見を聴くとともに、道路位置指定申請書の書類審査の結果、適正と認められるものについてはその旨を申請者に通知することとし、申請者はその通知後において道路の築造を開始するものとする。
3. 申請者は、道路の築造が完了した場合には、道路位置指定に関する築造完了届（様式5号）及び工事写真を特定行政庁に提出し、現場審査を受けなければならない。
4. 申請者は、特定行政庁の現場審査以降において、現場完成写真（全景）、指定を受けようとする道路の区域となる土地の登記事項証明書、公図及び確定丈量図並びに申請時より関係権利者に変動があった場合にはその者の承諾書（印鑑証明書付）を添えて特定行政庁に提出しなけ

ればならない。

5. 特定行政庁は、現場審査の結果、この指定基準に適合していると認められるものについて、その道路の位置を指定し、その旨を公告するとともに、申請者に通知することとする。

付 則

1. この指定基準は、平成8年4月1日から施行する。
2. この指定基準の施行の際、既に道路の位置指定を申請されているものについては、この指定基準は適用せず、なお、従前の例による。

付 則

1. この指定基準は、平成26年5月1日から施行する。
2. この指定基準の施行の際、既に道路の位置指定を申請されているものについては、この指定基準は適用せず、なお、従前の例による。

2. 道路位置指定基準の運用について

第1（適用範囲）

この指定基準は、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき、土地を建築物の敷地として利用するため、道を築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けるものについて適用する。ただし、開発許可制度の適用を受けないものに限るものとし、奈良市、橿原市及び生駒市の各市域に係るものは除く。

【運用】

1. この指定基準は、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき、土地を建築物の敷地として利用するため、道を築造しようとするものについて適用するものである。
したがって、市街化区域内において、建築物の敷地として利用する土地の面積及び築造する道の面積との合計が500㎡以上となるものは開発許可制度の適用を受けることとなるので、この指定基準は建築物の敷地として利用する土地の面積及び築造する道の面積との合計が500㎡未満であるものに限り適用することとなる。
2. 「建築物の敷地として利用する土地」とは、道路位置指定申請時において（建築時期にかかわらず）建築物の建築を予定している土地をいい、建築物の敷地以外に利用することが明らかな土地は含まない。
3. 道路位置指定後において、道路位置指定申請時に建築物の建築を想定していなかった土地が、何らかの事情で建築物を建築することとなった場合については、その土地をも含めた面積でもって開発許可制度の適用を受けるかどうかを判断するものとする。
4. また、道路位置指定後、それに接続して道路位置指定申請をする場合についても、全体の面積でもって開発許可制度の適用を受けるかどうかを判断するものとする。

第2（道路位置指定基準）

法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定は、次の1から3までに掲げる基準に適合するものでなければならない。

1. 道路に関する基準

道路に関する基準は、次のとおりとする。

- 1) 道路の配置計画等は、市町村の都市計画等に支障のないものであること。また、既存の公共施設の機能に支障をきたさないように計画されているとともに、新たに道路となることによって隣接する既存建築物等が建ぺい率、道路斜線など法の規定に抵触することのないように計画されていること。
- 2) 道路の幅員（有効幅員）は、4 m以上であること。
- 3) 両端が他の道路に接続したものであること。
- 4) 前号の規定にかかわらず、次のイからホまでの一つに該当する場合には、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下同じ。）とすることができる。
 - イ. 延長（既存の幅員6 m未満の袋路状道路に接続する道路にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が3.5 m以下の場合
 - ロ. 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ. 延長が3.5 mを超える場合で、終端及び区間3.5 m以内ごとに自動車の転回広場が設けられている場合
 - ニ. 幅員（有効幅員）が6 m以上の場合
 - ホ. イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 5) 自動車の転回広場
自動車の転回広場は、道路の中心線から水平距離が2 mを超える区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。）のうち最大なものが2台以上停車することができ、かつ、これらの小型四輪自動車が転回できる形状のものであること。
- 6) すみ切り
道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（内角が120度以上の場合を除く。）には、角地の隅角をはさむ辺の長さ2 mの二等辺三角形の部分を道路に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 7) 勾配
 - イ. 縦断勾配は1.2%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。なお、縦断勾配については9%以下が望ましい。
 - ロ. 適当な値の横断勾配が附されていること。
- 8) 排水施設
道路には、道路及びこれに接する敷地内の雨水及び汚水（雑排水を含む。以下同じ。）を排出するため、必要な側溝、下水管その他の排水施設が次のイ、ロの基準により設けられていること。
 - イ. 排水計画

- ① 排水施設は、当該地域の降水量、周辺の状況、予定建築物の用途、放流先の状況等を勘案して、雨水及び汚水（雑排水を含む。以下同じ。）を有効かつ適切に排出できるように、管渠の勾配、断面積及び構造が定められていること。
- ② 排水施設は、当該雨水及び汚水を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路又は河川等に接続されていること。
- ③ 排水方法は、原則として雨水排水と汚水排水を分流とすることとし、雨水以外の下水は、原則として暗渠によって排出できるように計画されていること。

ロ. 排水施設の構造

- ① 「奈良県開発許可制度等に関する審査基準集（技術基準編）第7章第4節 排水施設〔審査基準2〕5. 排水施設の構造」に基づいた構造であること。（ただし、市町村が維持管理することが明確な排水施設で、当該市町村と事前に協議しその了承を得たものについてはこの限りでない。）
- ② 排水施設の構造に関して、市町村と協議を得たものであること。

9) 舗装等

イ. 砂利敷等ぬかるみとならない構造とし、アスファルト舗装又はコンクリート舗装が望ましい。

ロ. 道路構造物として擁壁を設ける場合には安全上支障のない構造とし、奈良県「宅地造成等規制法に関する技術基準」によること。

10) 境界の明示方法

道路境界線は、側溝、肩石等の連続した堅固なもので明示されていること。

11) 維持管理

築造される道路の維持管理者が定められており、将来にわたって適切に維持管理されるものであること。この場合、道路を築造しようとする者は、あらかじめ、築造される道路が市町村に帰属・管理されることになるかどうかについて、当該市町村と協議を行うこと。

【運用】

1. 道路の配置計画等の原則について

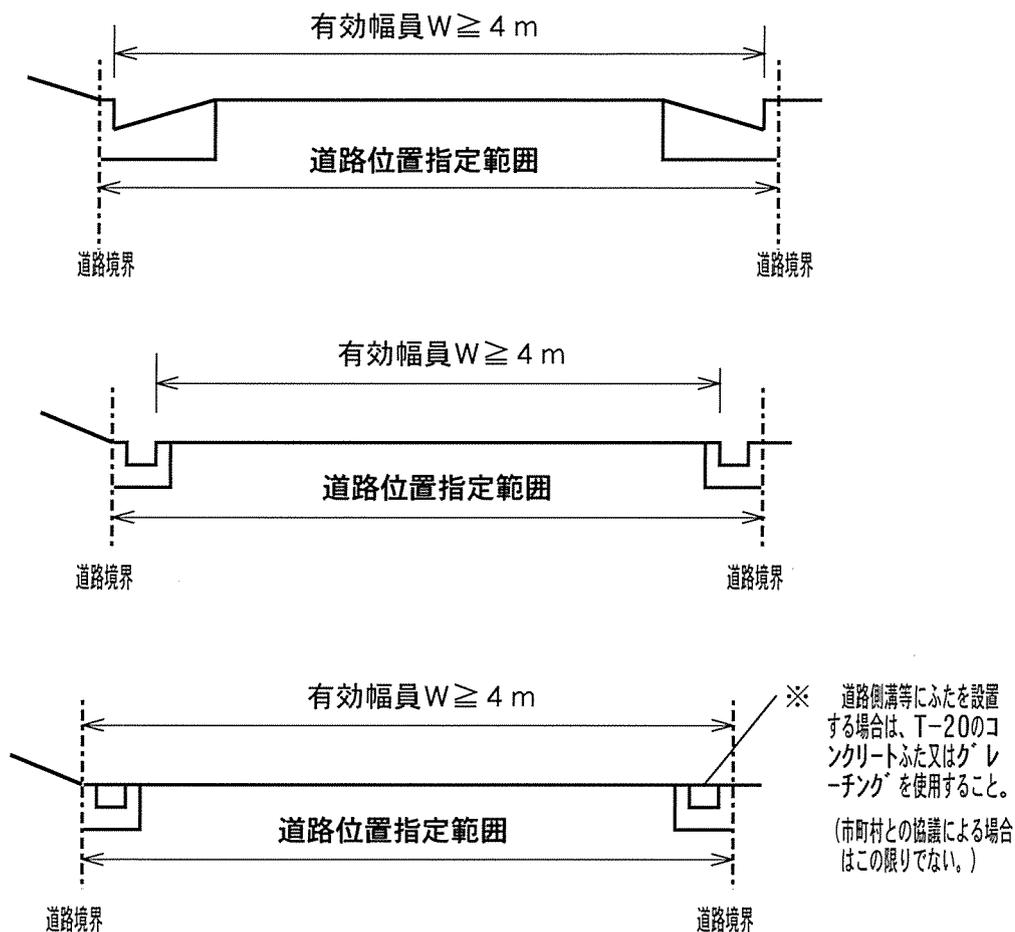
- 1) 道路の機能が道路構成パターン上有効に発揮されるよう計画されているとともに、地区計画等が定められている場合はそれらに即して計画されていることなど当該市町村の都市計画等に支障のないものであること。
- 2) 既存の公共施設（道路、水路等）に形状変更、占用等が伴う場合には、あらかじめ、所定の手続きが完了していること。

2. 道路の幅員、延長等について

1) 幅員について

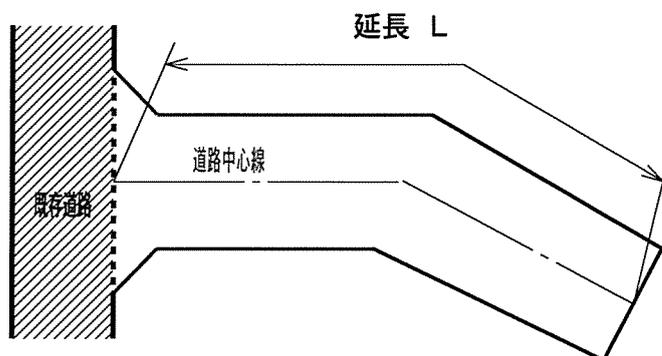
築造する道路の幅員とは、道路側溝等含まないところの「有効幅員」をいい、その有効幅員が4 m以上であること。

なお、道路として位置を指定する範囲は、道路側溝、法面等を含んだ「道路敷」について行うこととなる。

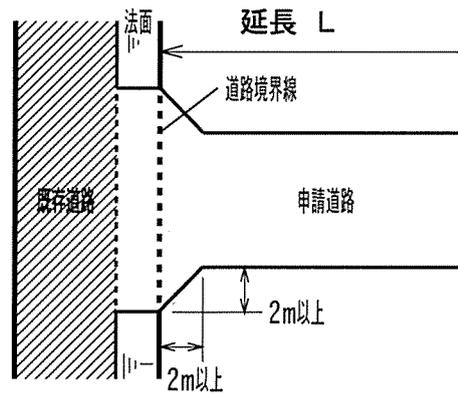


2) 延長、道路面積の算定方法について

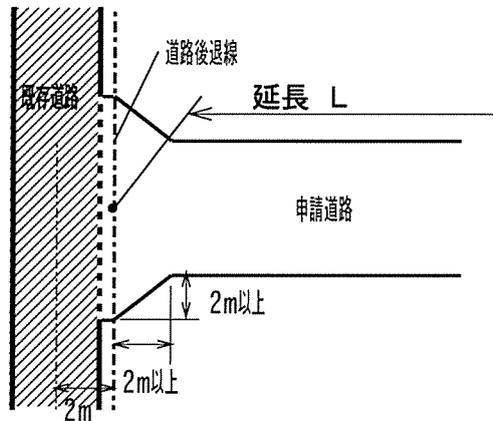
- ① 延長は道路中心線で測定することとする。



- ② 延長の測定の起点は既存道路の道路境界線からとし、申請道路面積もその道路境界線から算定することとする。

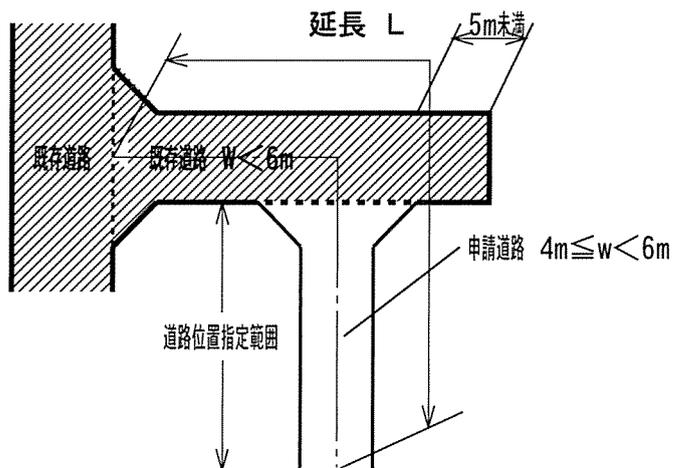
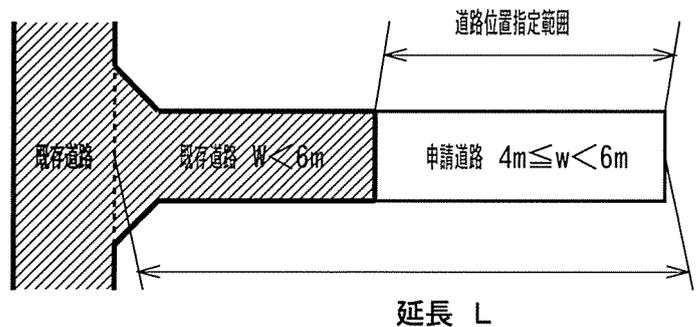


- ③ 既存道路が法第42条第2項又は第3項の場合は、道路後退線を起点にして延長を測定し、道路後退部分は申請道路面積の算定には含まない。

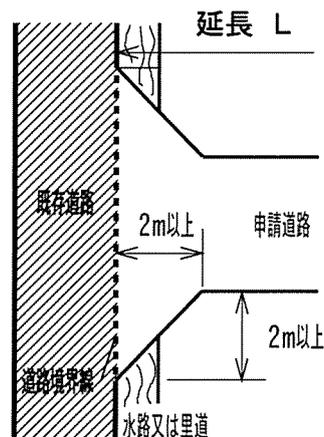


- ④ 既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続させる場合の「延長」は、既存の袋路状道路部分も含めて算定することとする。

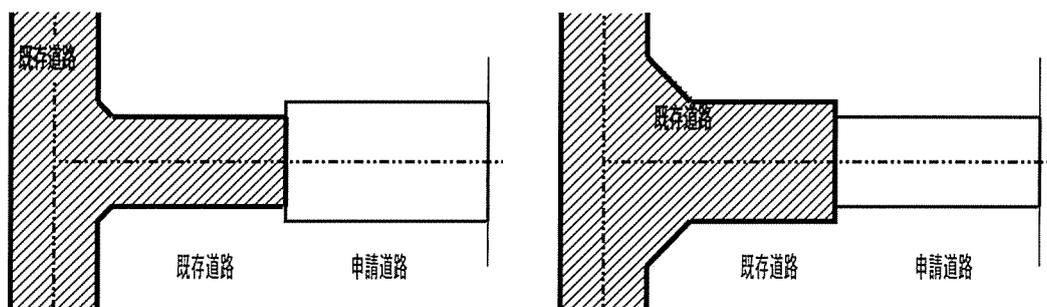
なお、道路として位置を指定する範囲は申請道路部分について行うこととなる。



- ⑤ 里道、水路等がある場合は、その部分も含めて延長を測定し、また、申請道路面積の算定にも含める。



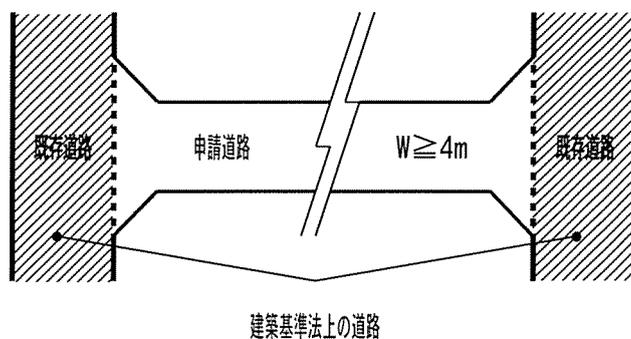
- 3) 既存袋路状道路との接続取合いについて
 既存袋路状道路と築造する道路とは、原則として道路中心線を合致させること。



3. 道路計画について

1) 通り抜け道路とする場合

- ・ 築造する道路の両端が建築基準法上の道路に接続したものであること。
- ・ 通り抜け道路とする場合は、道路の延長にかかわらず、道路の有効幅員を4m以上とすることができる。
- ・ なお、「建築基準法上の道路」とは同法第42条第2項又は第3項に規定する道路であっても差し支えない。

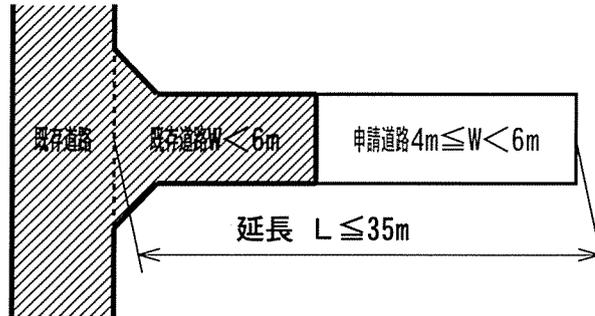


- 2) 袋路状道路とすることができる場合 (※袋路状道路とは、築造する道路の一端のみが建築基準法上の道路に接続したものをいう。)

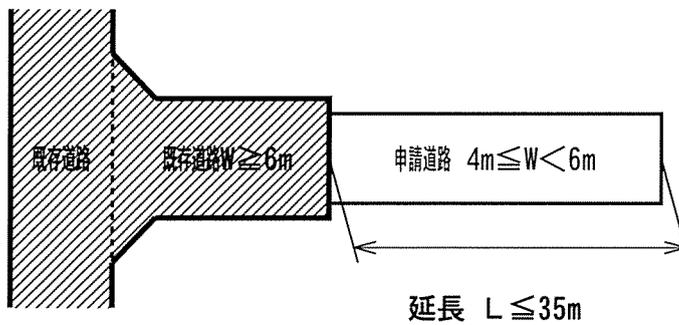
- ① 延長が3.5m以内である場合
 ($4\text{m} \leq \text{申請道路幅員} W < 6\text{m}$)



- イ. 【既存の袋路状道路（幅員 $W < 6\text{m}$ ）に接続する場合】



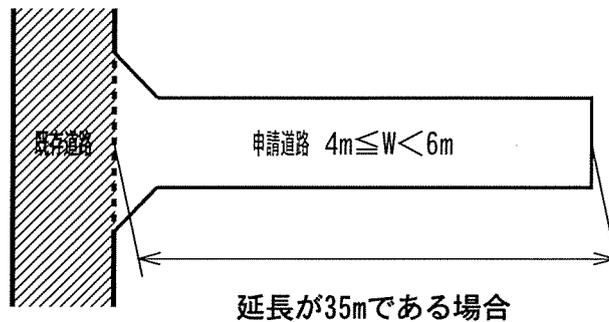
- ロ. 【既存の袋路状道路（幅員 $W \geq 6\text{m}$ ）に接続する場合】



- ② 延長が3.5mを超える場合で、終端及び区間3.5m以内ごとに自動車の転回広場が設けられている場合（ $4\text{m} \leq \text{申請道路幅員} W < 6\text{m}$ ）

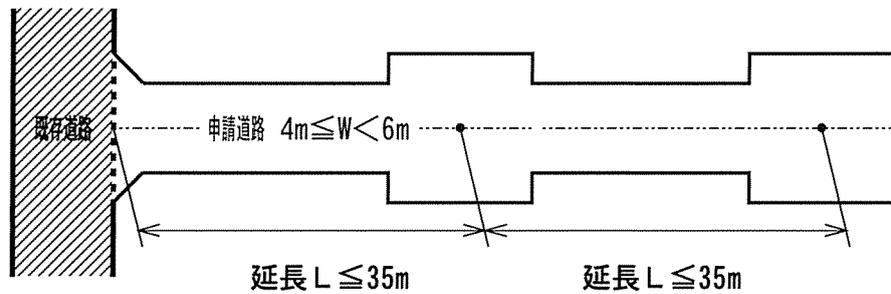
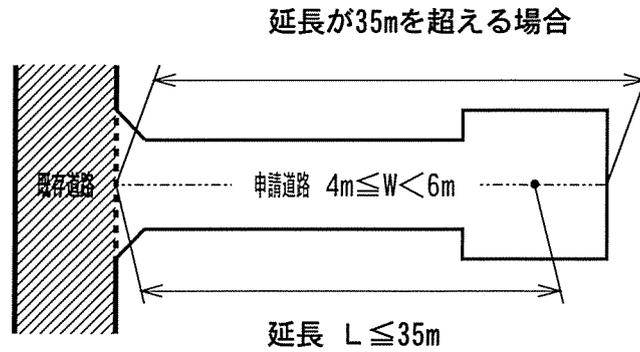
- イ. 【延長が3.5mである場合】

自動車の転回広場は設置しなくてもよい。



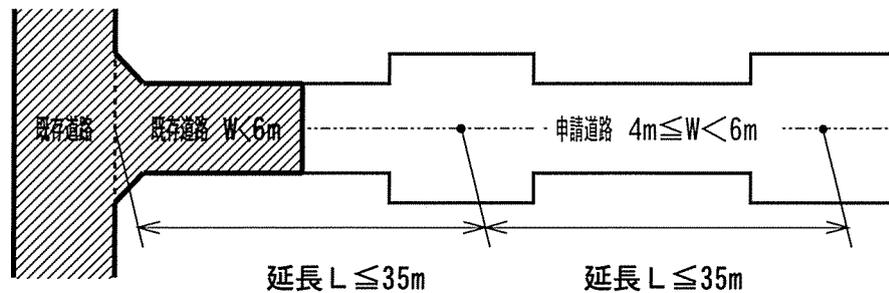
ロ. 【延長が35mを超える場合】

自動車の転回広場の中心点までの延長が35m以内であること。



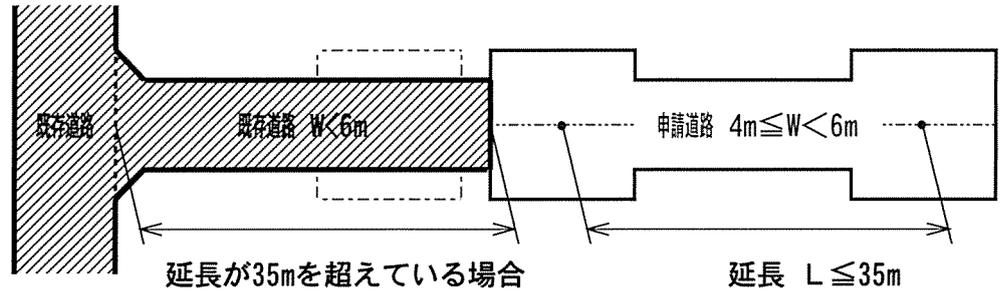
ハ. 【既存の袋路状道路（幅員 $W < 6m$ ）に接続する場合】

[ケース1] 既存の袋路状道路の延長が35m以内の場合

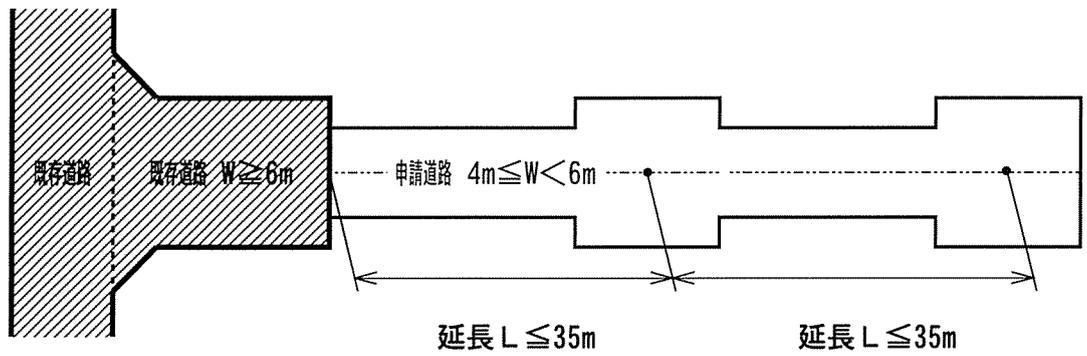


[ケース2] 既存の袋路状道路の延長が既に35mを超えている場合

既存の袋路状道路に自動車の転回広場を設置する必要があるが、その設置が困難である場合は、築造する道路の起点付近に自動車の転回広場を設置すればよいものとする。

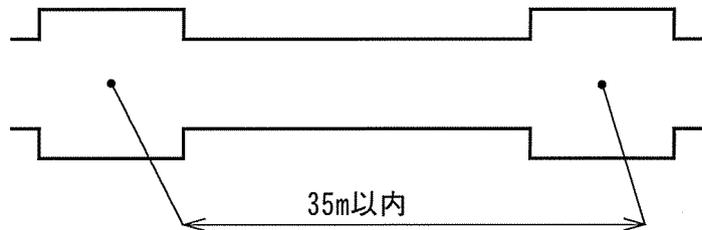


二. 【既存の袋路状道路（幅員 $W \geq 6m$ ）に接続する場合】

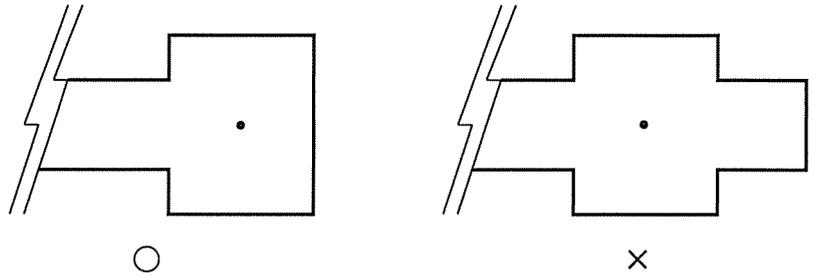


※転回広場の設置方法について

- 「区間35m以内ごと」とは、転回広場の中心点をもってその距離を測定することとする。

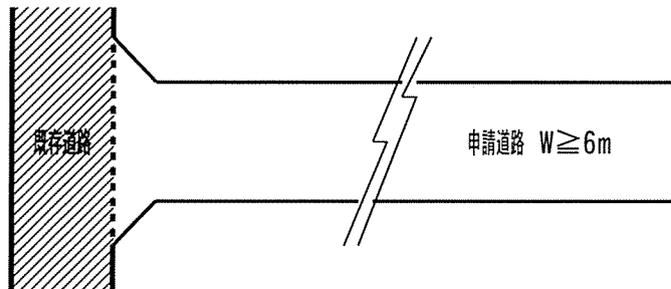


□ 終端には、自動車の転回広場を設けること。



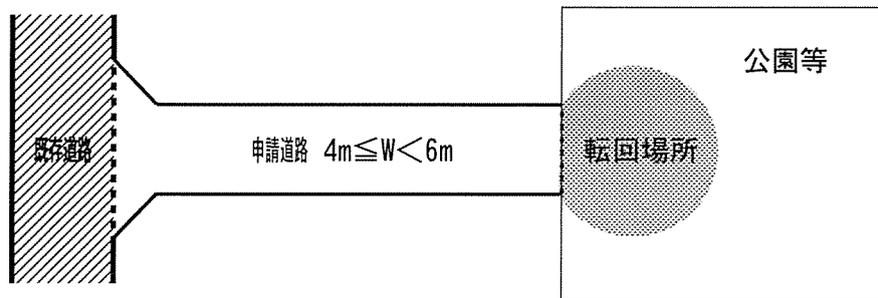
③ 幅員が6 m以上の場合

道路の幅員（有効幅員）が6 m以上あれば、道路の延長にかかわらず、また、自動車の転回広場を設置することなく、袋路状道路とすることができる。



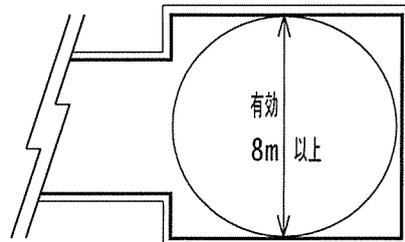
④ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

公園、広場等（公共の用に供されているものに限る。）で、自動車の転回が常時支障なくできるものであり、かつ、自動車の転回広場として利用することについて公園、広場等の管理者の承諾があるものであること。

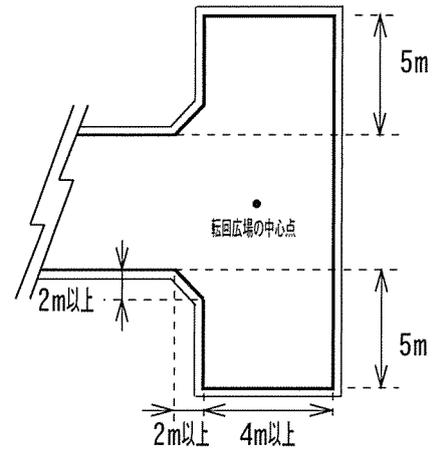


4. 自動車の転回広場の形態について

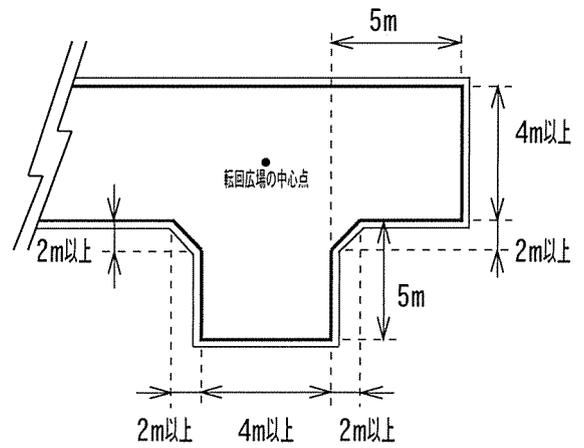
- 1) 自動車の転回広場は、直径8 m以上の円が内接できる形状であること。



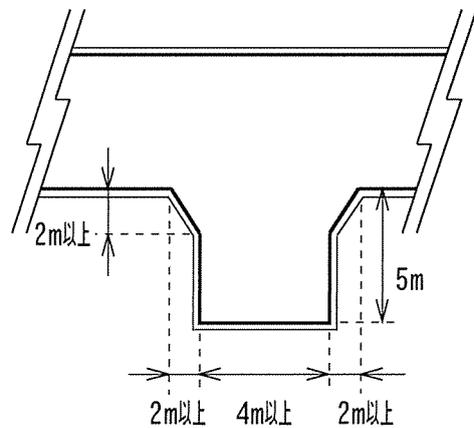
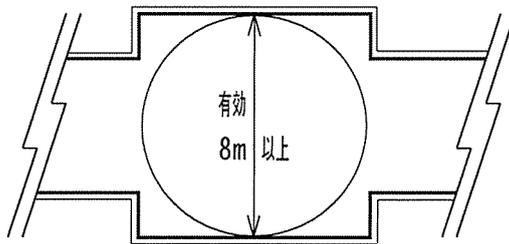
2) T型転回広場とする場合は、次図によること。



3) L型転回広場とする場合は、次図によること。



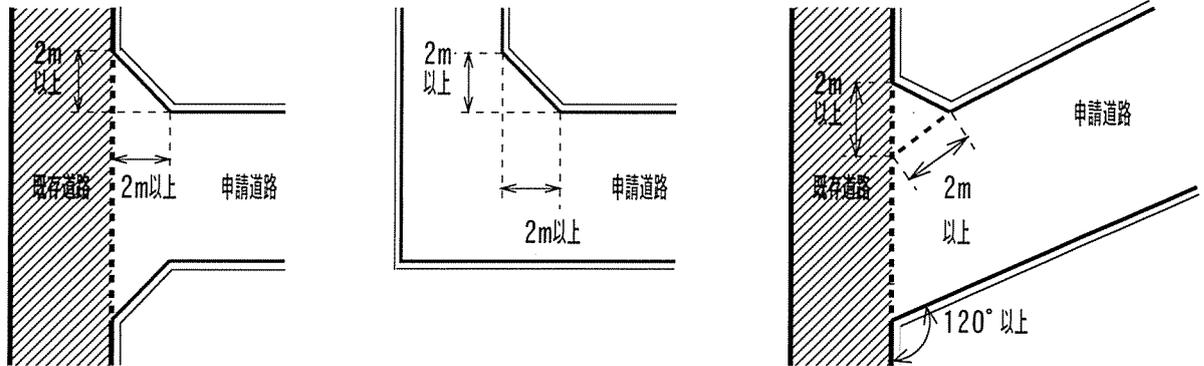
4) 道路の途中に設ける場合



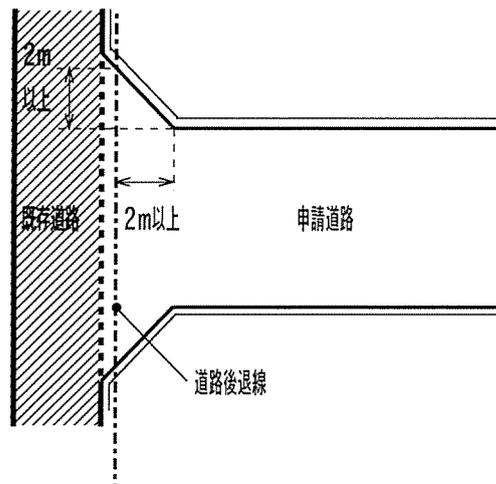
5. すみ切りについて

1) すみ切りの形状について

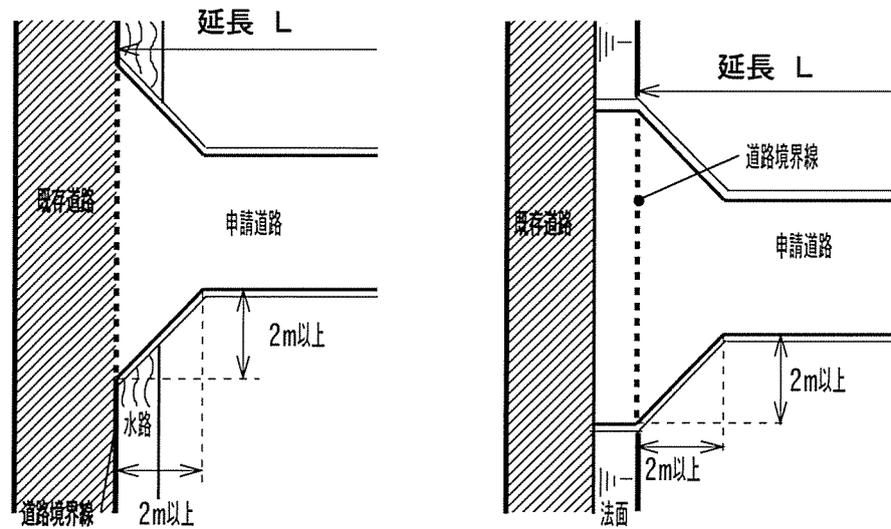
すみ切り長さの測定は、有効長さで行うこと。



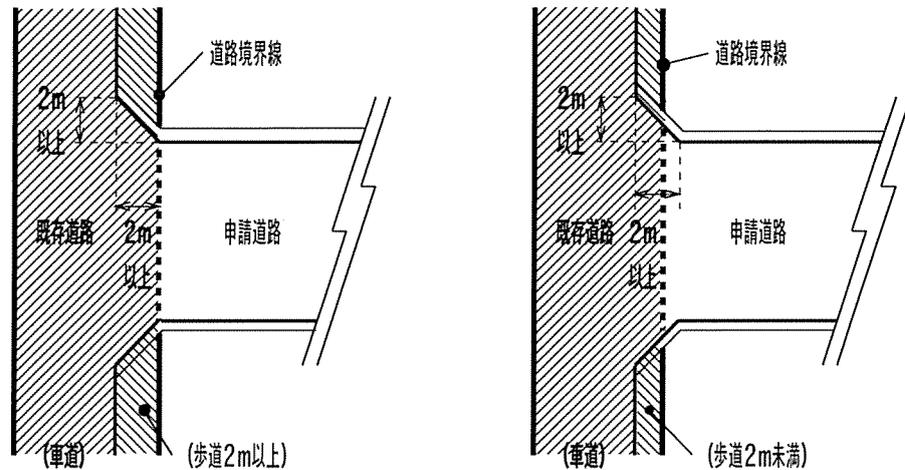
2) 法第42条第2項道路の場合



3) 里道、水路、道路のり面等がある場合



- 4) 歩道がある等すみ切りを設ける必要がないと認められる場合（歩道切込み工事に関し道路法第24条承認を取得しているものに限る。）

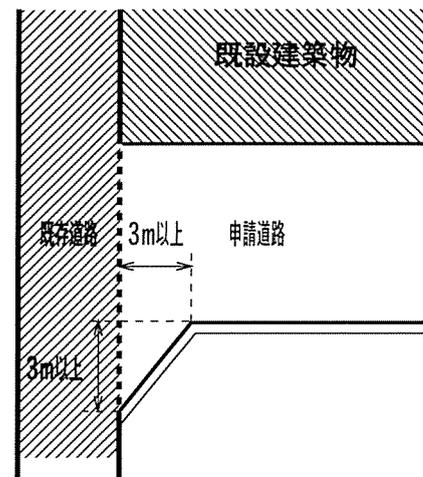


- 5) すみ切りを設けなければならない部分に堅固な構造物がある場合等

建築物、工作物がある等周囲の状況からすみ切りを設けることが困難な状況にあり、やむを得ないと認められるものについては、その部分にすみ切りを設けないことができる。

この場合、交差又は接続部におけるもう一つのすみ切り部分は、辺の長さ3m以上の二等辺三角形の形態とすること。

（ただし、道路が市町村に帰属する場合は、当該市町村と協議を経た形状とし、市町村の協議記録書（様式3号）にその旨明記すること。）



6. 勾配について

道路の縦断勾配は、12%以下であること。なお、9%以下が望ましい。

7. 排水施設について

市町村との協議結果について、排水施設に関する市町村との協議結果報告書（様式6号）を提出すること。（市町村との協議により排水施設の構造基準の緩和を受ける場合は、その協議結果についても様式6号に明記すること。）

また当該排水施設が、雨水及び汚水を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路又は河川等に接続されていることについて、排水施設に関する確認書（様式7号）を提出すること。

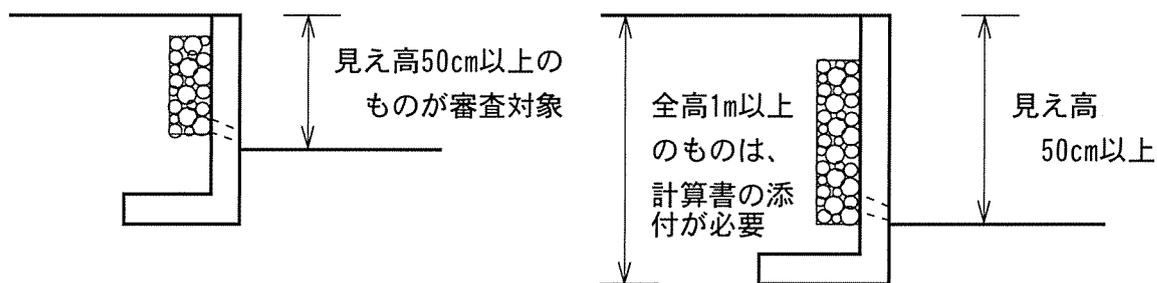
8. 舗装等について

申請図面に記載されている舗装等が完了した状態で道路位置指定に関する築造完了届（様式5号）を提出すること。ただし舗装等が未完了である場合で、次の1)～4)のすべてに該当する場合には、当該届を提出できるものとする。

- 1) 築造される道路が、市町村に帰属・管理される予定であること。
- 2) 舗装等の未完了について、帰属・管理予定の市町村と協議済みであることが、市町村との協議記録書（様式3号）の記載内容等により確認できること。
- 3) 申請図面に、舗装等工事にかかる工程が明記されていること。
- 4) 砂利敷等ぬかるみとならない構造であること。

9. 擁壁の構造について

擁壁の構造については、擁壁の地上高さ（見え高）が50cm以上のものが審査の対象となり、そのうち、擁壁高さ（全高）が1m以上のRC造擁壁等は安定計算・構造計算書の添付が必要となるので留意すること。



10. 維持管理

築造される道路は、建築基準法上の道路として将来にわたって適切に維持管理されることが重要であることに鑑み、築造される道路の維持管理者が適切に定められていること。

この場合、築造される道路は市町村に帰属・管理されることが望まれることから、築造しようとする者は、あらかじめ、築造される道路が市町村に帰属・管理されることになるかどうかについて当該市町村と協議を行うこととしている。（協議記録については、様式3号にて報告すること。）

しかし、これはあくまでも道路を築造しようとする者と市町村との間でそれに係る協議の場をもってもらうという趣旨であり、築造される道路の市町村への帰属・管理を義務付けたものではない。協議の結果、築造される道路が市町村に帰属・管理されない場合、および築造される道路が市町村に帰属される日が道路位置指定日より遅くなる場合には、道路維持管理誓約書（様式4号）を提出すること。

2. 敷地に関する基準

建築物の敷地として利用する土地に関する基準は、次のとおりとする。

- 1) 建築物の敷地として利用する土地は、それを利用するうえで安全上及び衛生上支障のないものであること。なお、擁壁を設ける場合には安全上支障のない構造とし、奈良県「宅地造成等規制法に関する技術基準」によること。
- 2) 雨水及び汚水を排出するため、宅内枔その他の排水施設が設置されていること。
- 3) 一宅地の敷地面積は、100㎡以上であること。

【運用】

1. 建築物の敷地として利用する土地は、その後の建築確認手続きにおいて、法第19条（敷地の衛生及び安全）の規定の適用を受けることに鑑み、それらの内容に適合するよう事前に必要な措置が講じられていること。

2. 擁壁を設置する場合

擁壁の構造については、擁壁の地上高さ（見え高）が50cm以上のものが審査の対象となり、そのうち、擁壁高さ（全高）が1m以上のRC造擁壁等は安定計算・構造計算書の添付が必要となるので留意すること。（前ページの図 参照のこと）

3. 一宅地の最低敷地面積

一宅地の最低敷地面積は、長屋建住宅の場合その戸数にかかわらず、100㎡以上とすることができる。

3. 関係権利者の承諾に関する基準

- 1) 指定を受けようとする道路の区域となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者（以下「関係権利者」という。）の承諾を得ていること。
- 2) 指定を受けようとする道路の区域となる土地内又は建築物の敷地として利用する土地内に里道、水路等がある場合は、用途廃止、付け替え、占用等の手続きが完了していること。

【運用】

1. 関係権利者の承諾については、承諾書（様式2号）を提出すること。（印鑑証明書付）
2. 関係権利者とは、次の者をいう。

- ・道路の区域となる土地の所有者
- ・その土地に関して権利を有する者
- ・その土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者

3. 「土地に関して権利を有する者」とは、地上権、永小作権、賃借権、質権、差押等のほか、抵当権、根抵当権を含む。なお、仮登記権者もそれに該当する。

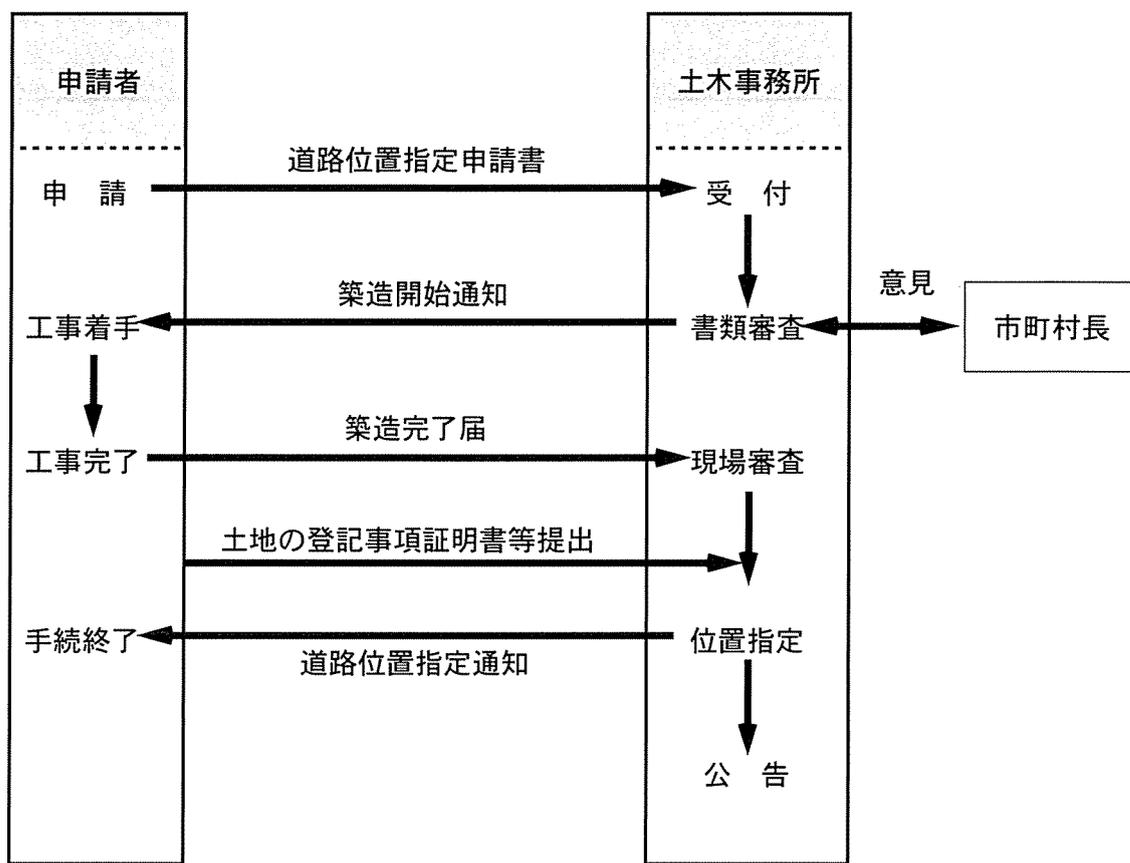
4. 既に位置の指定をした道路に接続して道路位置指定をする場合、申請部分の関係権利者のみで、既指定部分の土地所有者等の承諾書はあらたに添付する必要はない。

第3（申請手続き）

1. 道路の位置の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、道路を築造する前に、特定行政庁に道路位置指定申請書を提出し、事前に書類審査を受けなければならない。なお、申請書の添付図書及び部数については、別途定めることとする。
2. 特定行政庁は、申請者から道路位置指定申請書の提出があった場合は、関係市町村長の意見を聴くとともに、道路位置指定申請書の書類審査の結果、適正と認められるものについてはその旨を申請者に通知することとし、申請者はその通知後において道路の築造を開始するものとする。
3. 申請者は、道路の築造が完了した場合には、道路位置指定に関する築造完了届（様式5号）及び工事写真を特定行政庁に提出し、現場審査を受けなければならない。
4. 申請者は、特定行政庁の現場審査以降において、現場完成写真（全景）、指定を受けようとする道路の区域となる土地の登記事項証明書、公図及び確定丈量図並びに申請時より関係権利者に変動があった場合にはその者の承諾書（印鑑証明書付）を添えて特定行政庁に提出しなければならない。
5. 特定行政庁は、現場審査の結果、この指定基準に適合していると認められるものについて、その道路の位置を指定し、その旨を公告するとともに、申請者に通知することとする。

【申請手続きの流れ】

1. 郡山、高田、桜井土木事務所管内の場合



2. 奈良、宇陀、吉野、五條土木事務所管内の場合

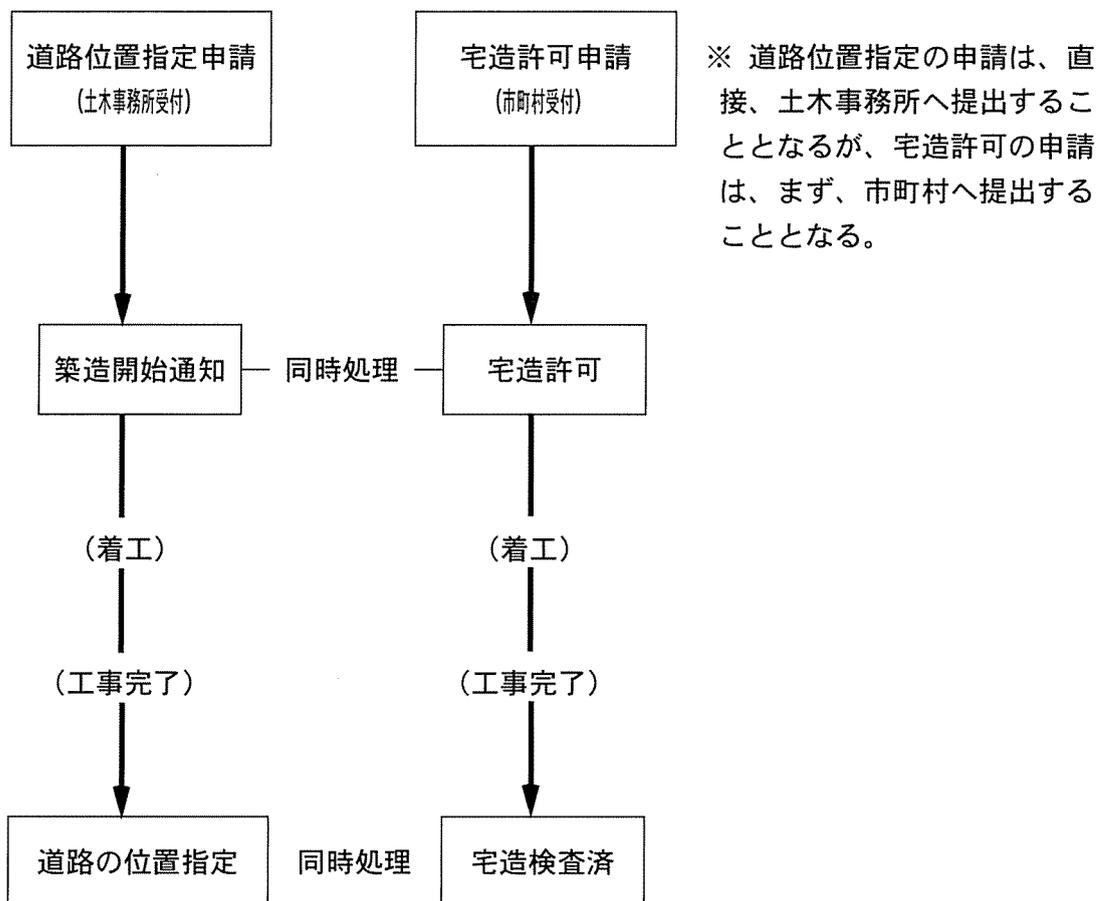
道路位置指定申請地が奈良土木事務所管内の場合は、郡山土木事務所に置いて事務処理を行うこととなる。

また、宇陀土木事務所管内の場合は桜井土木事務所、吉野土木事務所管内の場合は吉野土木事務所、五條土木事務所管内の場合は高田土木事務所を経由のうえ、県庁建築課において事務処理を行うこととなる。

事務処理自体の流れは、前記と同様である。

【宅造許可申請を同時にする場合】

道路位置指定申請に宅造許可申請が伴う場合の事務処理の流れは次のとおりである。



付 則

1. この指定基準は、平成8年4月1日から施行する。
2. この指定基準の施行の際、既に道路の位置指定を申請されているものについては、この指定基準は適用せず、なお、従前の例による。

付 則

1. この指定基準は、平成26年5月1日から施行する。
2. この指定基準の施行の際、既に道路の位置指定を申請されているものについては、この指定基準は適用せず、なお、従前の例による。

3. 道路位置指定申請書の添付図書等について

1. 道路位置指定申請書には、以下に掲げる図書を添付すること。

- ※1. 申請書の正本に原本を添付することとし、副本にはその写しの添付で差し支えない。
- 2. 土地利用計画図等の図面の作成にあたっては、図示の上で煩雑にならない範囲内で他の図面と併せて作成して差し支えない。

- 1) 申請書 ----- ・ 奈良県建築基準法施行細則第6号様式によること。
 - ・ 申請書の記載上の注意事項
 - イ. 5、6、7、8、9欄は道路の敷地となる部分のみを記入
 - ロ. 10欄は、道路の中心線の距離で測定すること。
 - ハ. 11欄は、全幅を記入し、()書で有効幅員を記入
 - ニ. 14欄はL型溝、側溝、肩石等の連続した堅固なもので明示すること。
 - ホ. 15欄は、道路部分の面積を記入し、()書で[道路+関連宅地(建築物の敷地として利用する土地をいう。以下同じ。)]の面積を記入のこと。
- 2) 付近見取図 ----- ・ 1/2500都市計画図を使用し、方位、申請場所を明示すること。
- 3) 道路位置指定概要書 ----- ・ 別紙様式第1号
第四十二号の二十四様式によること
- 4) 委任状 ----- ・ 申請手続きを代理者に委任する場合
- 5) 公図 ----- ・ 道路の敷地となる土地の部分及び関連宅地の範囲をそれぞれ図上に明記すること。
 - ・ 申請前3ヶ月以内に発行されたもの
- 6) 登記事項証明書 ----- ・ 道路の敷地となる土地の部分及び関連宅地に係るもの
 - ・ 申請前3ヶ月以内に発行されたもの
- 7) 関係権利者の承諾書(印鑑証明書付) ----- ・ 別紙様式2号によること。
- 8) 排水施設に関する確認書 ----- ・ 別紙様式7号による。
- 9) 市町村との協議記録書 ----- ・ 築造する道路の市町村への帰属管理に係る市町村との協議記録(別紙様式3号によること。)
- 10) 道路維持管理誓約書(印鑑証明書付) ----- ・ 別紙様式4号によること。
- 11) 求積図 ----- ・ 全体求積図、道路敷地部分及び関連宅地部分別求積図
- 12) 現況平面図、断面図 ----- ・ 土地の現況、既存道路の名称、幅員等を表示すること。
- 13) 造成計画平面図、断面図 ----- ・ 擁壁、のり面の位置、高さ等を表示すること。
 - ・ 断面図には、造成前後の地盤高を表示すること。
- 14) 土地利用計画図 ----- ・ 関連宅地の範囲、各宅地の敷地面積を表示すること。

- ・申請区域と申請区域外との境界を明確にさせる構造物について明記すること。
- 15) 道路計画図 -----
 - ・道路境界線の位置、道路の全幅及び有効幅員、道路の延長、自動車の転回広場及びすみ切りの形状・寸法、舗装、縦断勾配等を表示すること。
- 16) 排水施設計画図（排水施設構造詳細図及び下水道縦断図を含む。） -----
 - ・雨水、汚水（雑排水を含む。）の排水系統図、側溝、排水管、ます等の構造詳細図、管の土被り等を表示すること。
 - （流量計算書、排水流域図、放流先水路等の構造図等の添付が必要となる場合がある。）
- 17) 排水施設に関する市町村との協議結果報告書 -----
 - ・設置する排水施設の維持管理及び構造についての市町村との協議結果報告書
 - （別紙様式6号によること。）
- 18) 擁壁構造図（構造計算書を含む。）
- 19) 現況写真 -----
 - ・申請地の全景
- 20) その他 -----
 - ・開発許可要否判断資料
 - （隣接地の土地登記事項証明書、建築予定有無の確認書等の添付が必要となる場合がある。）
 - ・官民境界明示確定書
 - ・都市計画道路明示書
 - ・道路法第24条許可書等
 - ・水路占用許可書

2. 申請書の部数は、正1部、副2部とする。ただし、宇陀、吉野、五條土木事務所管内に係るものについては、正1部、副3部とする。

4. 道路位置指定の申請書様式集

第6号様式（第16条関係）

正

建築基準法施行細則
道路の位置指定申請書
第16条の規定による

注 記入については副本の上欄の注意事項をよく読んでください。			
		年 月 日	
奈良県知事 殿			
		申請者住所氏名印 _____ 印	
1	指定道路管理者 住所氏名		
2	代理者住所氏名		
3	設計者資格 住所氏名印	印	
4	工作施工者 住所氏名		
5	土地の地名 地番		
6	土地の所有者 住所氏名		
7	土地の使用権者 住所氏名		
8	土地にある建築物 又は工作物の 所有者住所氏名		
9	その他関係者 住所氏名		
10	道の延長	11	道の幅員
12	工事着手予定日	13	工事完了予定日
14	道の境界線の 表示方法	15	宅地造成面積 (関連宅地) m ²
※ 受付欄		※ 決裁欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員印		係員印	

第7号様式（第16条関係）

建築基準法施行細則 道路の位置指定通知書
第16条の規定による

副

<p>注 1 ※印のある欄は、申請者において記入しないでください。 2 この申請をするために必要な添付書類は、次のとおりです。 建築基準法施行規則第9条の規定による 付近見取図 地籍図 指定を受けようとする道路計画図 関係土地の登記簿謄本及びその所有者又は使用権者等の承諾書（6. 7. 8. 9. 欄の該当者） 3 5. 6. 7及び8欄の土地とは、指定を受けようとする道の敷地になる土地をいいます。 4 6. 7. 8及び9欄の該当者が多数のときは、別紙にして添付してください。 5 数字はすべて算用数字を用いてください。</p>			
1	指定道路管理者 住所氏名		
2	代理人住所氏名		
3	設計者資格 住所氏名印	印	
4	工作施工者 住所氏名		
5	土地の地名地番		
6	土地の所有者 住所氏名		
7	土地の使用権者 住所氏名		
8	土地にある建築 物又は工作物の 所有者住所氏名		
9	その他関係者 住所氏名		
10	道の延長	11 道の幅員	
12	工事着手予定日	13 工事完了予定日	
14	道の境界線の 表示方法	15 宅地造成面積 (関連宅地)	㎡
※ 指 定 通 知 書	年 月 日		
	申請者 指定番号 指定年月日	第 年 月 日	様(殿) 号 奈良県知事 印
この申請書及び添付図書に記載の道は、建築基準法第42条第1項第5号の規定によりその位置を指定したから通知します。			

道路位置指定概要書（指定道路調書）

（第一面）

整理番号	※	指定道路図対照番号	※	指定道路の種類	5号道路
指定の年月日		指定道路の延長		指定道路の幅員	
指定道路の位置					
申請者の氏名					
水平距離指定の年月日	/	水平距離指定に係る道路の部分の延長	/	水平距離	/
水平距離指定に係る道路の部分の位置					
その他					

※欄については、空欄としてください。

位置図

※1. 1/2500の都市計画図を用いてください。

※2. 方位、目標となる地物を明示してください。

配置図

※1. 縮尺、方位、前面道路名・幅員、築造する道路の道路境界線、幅員、延長、すみ切り及び自動車の転回広場の形態・寸法並びに建築物の敷地として利用する土地の範囲を明示してください。

承諾書

平成 年 月 日

長 殿

関係権利者の住所

氏名 印

権利の種類

道路としての位置の指定について

_____の申請に係る道路位置指定について、建築基準法第42条第1項5号の規定に基づき、下記の土地を別添図面のとおり道路としてその位置の指定を受けることに関係権利者として承諾いたします。

記

道路となる土地の地名地番

※印鑑証明書を添付のこと。

築造する道路の市町村への帰属・管理に関する
市町村との協議記録書

築造する道路が市町村に帰属・管理されることになるかどうかについて、市町村との協議状況は次のとおりです。

平成 年 月 日

申請者住所氏名 _____ 印

記

築造する道路の市町村への帰属・管理について	市町村側 協議課名等	
	協議年月日	
	協議状況	

道路維持管理誓約書

平成 年 月 日

長 殿

住所

氏名

印

道路位置指定による道路の維持管理について

今回申請する下記道路の位置の指定を受けました後は、私が道路管理者となり、建築基準法第 4 4 条は遵守することは勿論、その他道路として適法に維持管理することを誓約します。

記

1. 道路の位置（道路となる土地の地名地番）

2. 道路の延長及び幅員 延長 _____ m

幅員 _____ m

※ 1. 印鑑証明書添付のこと。

※ 2. 築造する道路が市町村へ帰属管理することとなるものについては、この誓約書の提出は不要です。

※ 3. 道路の幅員は全幅を記入し、（ ）書きで有効幅員を記入して下さい。

例： 4.2m（ 4.0m ）

道路位置指定に関する築造完了届

平成 年 月 日

長 殿

申請者住所 _____

氏名 _____

印 _____

道路位置指定に関する工事が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1. 築造完了年月日 平成 年 月 日

2. 道路位置指定

申請年月日・番号 平成 年 月 日 第 号

3. 申請場所 _____

排水施設に関する市町村との協議結果報告書

排水施設の維持管理及び構造に関し市町村と協議し、その了承を得た内容は、下記のとおりです。

平成 年 月 日

申請者住所氏名

印

記

維持管理について	市町村側 協議課名等	
	協議年月日	
	協議を了した内容（維持管理することとなる者の氏名を記載すること）	
排水施設の構造について	市町村側 協議課名等	
	協議年月日	
	協議を了した内容（具体的に記載すること）	

5. 道路位置指定概要書閲覧要領

道路位置指定概要書（以下「概要書」という。）の閲覧に関して必要な事項を次のとおり定める。

1. 閲覧所の場所

概要書を閲覧することができる場所（以下「閲覧所」という。）は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1) 奈良市登大路町 | 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課内 |
| 2) 大和郡山市満願寺町 | 奈良県郡山土木事務所内 |
| 3) 大和高田市東中2丁目 | 奈良県高田土木事務所内 |
| 4) 桜井市大字上之庄 | 奈良県桜井土木事務所内 |
| 5) 吉野郡吉野町 | 奈良県吉野土木事務所内 |

2. 閲覧時間

概要書の閲覧時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

3. 閲覧所の休業日

閲覧所の休業日は、次のとおりとする。

- 1) 日曜日及び土曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 4) 概要書の整理その他特定行政庁が必要と認める日

4. 閲覧の禁止又は停止

概要書を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号の1に該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- 1) 概要書を閲覧所以外の場所に持ち出すおそれがあるとき。
- 2) 概要書を汚損し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- 4) この要領に違反したとき、又は係員の指示に従わないとき。

5. その他

- 1) 概要書の閲覧は、平成8年4月1日以降に道路の位置指定を申請され、特定行政庁が指定したものに限る。

付 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

第4節 排水施設 [法第33条第1項第3号]

法第33条第1項第3号

排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法第2条第1号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 当該地域における降水量

ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況

政令第26条

法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第3号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 開発区域内の排水施設は、国土交通省令で定めるところにより、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できるように、管渠の勾配及び断面積が定められていること。
- 二 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。
- 三 雨水（処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として、暗渠によつて排出できるように定められていること。

省令第22条（排水施設の管渠の勾配及び断面積）

排水施設の管渠の勾配及び断面積は、5年に1回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は附随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効に排出することができるように定めなければならない。

細則第6条（降雨強度値）

省令第22条に規定する計画雨水量の算定に用いる降雨強度値は、1時間につき7.5mmとする。

[審査基準 2]

1. 排水計画

- (1) 法第32条の規定に基づき、新たに設置される排水施設を管理することとなる市町村と、十分な協議をおこなうこと。
- (2) 排水方法は、原則として汚水排水と雨水排水を分流とすること。
- (3) 浄化槽については、建築基準法、浄化槽法及び「奈良県浄化槽取扱要綱」に基づくこと。

〈留意事項〉

「下水道法第2条第1号に規定する下水」とは、「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水」をいう。

2. 流出量の算定

(1) 計画雨水量の算定

計画雨水量の算定は、合理式を標準とする。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

ただし、Q：計画雨水量（m³/sec）

C：流出係数

I：降雨強度（mm/hr）

A：集水面積（ha）

流出量の算定については、降雨強度75mm/hrとし、流出係数については、開発区域内は0.9、区域外は状況に応じ下表に掲げる数値とすること。

土地利用形態	流出係数
密集市街地	0.9
一般市街地	0.8
畑・原野	0.6
水田	0.7
山地	0.7

〈留意事項〉

ア 上記計算式は計画雨水量の算定式（合理式方式）を示したもので、降雨強度の数値としては細則第6条により1時間につき75mmと規定している。

排水施設については流域単位で考えることから、地形の状況により開発区域外の土地も含んで排水面積としなければならない場合もあるので注意すること。なお、この場合、開発区域外の土地の部分の流出係数は土地利用の形態に応じ上表の数値を使用すること。

イ 森林法の林地開発の適用を受ける場合にあつては、開発区域内でも残地森林等の未造成

地は、区域外の流出係数とすることができる。

(2) 計画汚水量の算定

公共下水道計画区域内においては、所在地の市町村における基準に基づくこと。ただし、公共下水道計画区域外及び排水計画が合流式である場合は、次の算定式によるものとする。

$$Q = \frac{1 \text{ 人 1 日 当 り 最 大 汚 水 量 (/ 人 \cdot 日) \times \text{計 画 人 口 (人)}{24 \times 60 \times 60 \times 1,000} \quad (\text{m}^3 / \text{sec})$$

ただし、 Q : 計画汚水量 (m³/sec)

1 人 1 日 当 り 最 大 汚 水 量 : 820 (/ 人 \cdot 日)

計画人口 : ①戸建て住宅及び長屋建て住宅の場合は、戸当たり 5 人

②共同住宅の場合は、戸当たり 3.5 人

③前①②以外の用途の場合は、JIS A 3302-1988で算定された人員

(3) 工場排水量について

計画時間最大汚水量 = 0.008m³/sec・haとする。

ただし、工場の用途、規模等が明確で、計画排水量が算定できるものについては、この限りではない。

3. 流下断面の算定

公共下水道計画区域内においては、所在地の市町村における基準に基づくこと。ただし、公共下水道計画区域外である場合は、次の算定式によるものとする。

水深は、8割で算定する。

$$Q = A \cdot V$$

ただし、Q : 流量 (m³/sec)

A : 通水断面積 (m²)

V : 流速 (m/sec)

設計流速は、マンシングの公式で求めるのを標準とし、その値は下表のとおりとする。

また、下流に行くに従い緩勾配となるように設計すること。

$$\text{マンシングの公式 } V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

ただし、n : 粗度係数 0.013 (コンクリート系排水構造物)

0.010 (塩化ビニール系 //)

R : 径深 (m) = (A/P)

I : 勾配

P : 流水の潤辺長 (m)

設 計 流 速 の 範 囲

区 分	最小流速	最大流速	備 考
汚水管渠	0.6m/sec	3.0m/sec	流速は1.0 ~1.8 m/secが理想

雨水管渠	0.8m/sec	3.0m/sec	であるので、できるだけこの数値を使用すること。
合流管渠	0.8m/sec	3.0m/sec	

〈留意事項〉

ア 排水施設に塩化ビニール系管、遠心力鉄筋コンクリート管等の円形のを8割水深で計算すると下記の数値となる。

使用する管径 = D (m)

通水断面積 (m²) $A = 0.673 \times D^2$

流水の潤辺長 (m) $P = 2.214 \times D$

径 深 (m) $R = A / P = 0.304 \times D$

イ 排水施設の設計流速については、公共の用に供する暗渠の流速を、所定の流速内（上表）に収まるよう設計すること。

また、開渠及び公共の用に供する管渠以外の管渠についても、上表の数値内になるよう設計すること。

4. 調整池等雨水流出抑制施設

調整池等雨水流出抑制施設については、別途雨水流出抑制施設に関する技術基準が設けられており、土木部河川課及び市町村河川担当部局と協議を行うとともに、法第32条第2項の規定に基づく協議においては、当該施設の管理及び土地の帰属についても十分な協議を行う必要がある。

5. 排水施設の構造

省令第26条（排水施設に関する技術的細目）

令第29条の規定により定める技術的細目のうち、排水施設に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。
- 二 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
- 三 公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されていること。
- 四 公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内のり幅は、20cm以上であること。
- 五 排水施設のうち暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。

イ 公共の用に供する管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支

障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所

六 ます又はマンホールの中には、もつばら雨水を排除すべきますにあつては深さが

15cm以上のどろだめが、その他のます又はマンホールにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。

[審査基準2]

排水施設の構造については、省令第26条の規定に基づくと共に、新たに設置される排水施設を管理することとなる市町村と、法第32条の規定に基づき十分な協議を行うこと。